

現場管理業務委託共通仕様書

第 1 適用範囲

この仕様書は、森林管理署長等が委託する現場管理業務の仕様書として、業務に必要な一般的事項を定めたものであり、これにより難い事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

第 2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、現場技術業務委託契約書第 6 条により実施しなければならない。

第 3 一般的業務

- 1 管理技術者は、監督職員等の指示に基づき常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。
- 2 現場技術員は、対象請負事業の適正な履行を確保するため、管理技術者の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。
 - 1) 現場技術員は、管理技術者と打合せのうえ、請負事業の監督職員が行う「製品生産事業実行監督検査要領」（昭和 58 年 3 月 30 日付 58 長作第 61 号 長野営林局長通知）に掲げる事項のうち、（1）事業の区域、作業内容、工程、品質、安全、第三者対応、臨機の措置等の現場管理に係る業務を行う。
 - （2）現場技術員は、管理技術者の指示によって、請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

第 4 特別な業務

管理技術者は、注文材等の特殊採材・仕分け等の特別な業務がある場合は、監督職員等の指示に基づき業務を行わなければならない。

第 5 業務実施状況の報告

管理技術者及び現場技術員は、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告を作成し、遅滞なく監督職員に提出しなければならない。

- （1）実施した業務の内容
- （2）その他必要事項

第 6 業務実施に係る書類[様式 3 以外添付省略]

- （1）監督職員通知（様式 1 契約書第 5 条）
- （2）管理技術者及び現場技術員届（様式 2－1、2、3 契約書第 6 条）
- （3）貸与物品・図書明細書（様式 3 契約書第 8 条）
- （4）業務処理結果報告書（様式 4 契約書第 9 条）
- （5）業務委託完了報告書（様式 5－1、2 契約書第 13 条）
- （6）その他必要な書類

現場管理業務委託実施通知（様式参考 要領第 5）

(様式 3)

貸付物品・図書明細書

品 名	数 量	備 考
製品生産事業等請負契約書(写)	7 部	契約締結後に貸与する。
国有林野事業製品生産事業請負契約約款	1 部	〃
製品生産事業中部森林管理局仕様書	1 部	〃
製品生産事業実行監督検査要領	1 部	〃
国有林野施業実施計画図	1 部	〃

現場管理業務委託特記仕様書

- 1 本現場管理業務は、委託契約書及び委託共通仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 2 現場技術員が行う本業務の内容は、委託共通仕様書に定めるほか、次のとおりとする。
 - (１) 一般的業務
 - ① 請負事業に関し、請負者又は外部からの通知若しくは報告を受け取った場合には、速やかに請負事業の監督職員等（以下「請負監督職員等」という。）にその内容を正確に伝えなければならない。
 - ② 請負者の実行体制、安全及び防災対策、作業品質の確保、生産性向上、環境及び景観の保全等が、契約図書等に基づき適切に実施されるよう現場管理を行わなければならない。
 - (２) 契約図書等の掌握
請負事業の契約図書等の内容を充分理解し、更に、事業現場の状況についても熟知しておかなければならない。
 - (３) 貸与図書等
発注者から貸与を受けた図書等について、善良な管理を行わなければならない。
 - (４) 審査
請負事業者からの書類を受け取った場合には、書類（計画書、報告書、データ、図書等）を審査し、その結果を書類とともに請負監督職員等に報告すること。
 - (５) 立会及び観察
完了後では確認することができない作業又は、事業の進行過程を記録写真等書類的な方法で把握することが十分でない事業等については、現場に立ち会い、観察し、設計図書に適合しない場合は、請負者に適合のために必要な助言を行うこと。
また、請負者が請負契約の目的を達成するため当然実施しなければならないもので、事業の変更を伴わないものの実施について必要な助言を行うこと。
なお、その結果を請負監督職員等に報告すること。
 - (６) 調査及び確認
事業区域、林分内容、事業支障木、保残木の損傷、残材処理等の後片付け、森林作業道の水切り等の状況を調査及び確認すること。
調査及び確認の結果、不適合又はそのおそれがあると認められる場合は、請負者に対し適合のために必要な助言を行うこと。
なお、その結果を請負監督職員等に報告すること。

(7) 工程管理

請負事業の進捗状況を把握し、事業が遅延するおそれがあれば、遅滞なく請負監督職員等に報告すること。

(8) 品質管理

請負事業者が事業の仕様書に定められた採材・仕分け及び森林作業道作設等を忠実に実行しているか確認し、その結果を請負監督職員等に報告すること。

(9) 設計図書と現地の不一致等

次の各号に掲げる場合で請負事業者から通知を受けたときは、遅滞なく書面で請負監督職員に報告すること。

- ① 設計図書と事業現場の状態が一致しないとき。
- ② 設計図書の表示が明確でない(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤字又は脱漏があることを含む。)とき。
- ③ 事業現場の地質、湧水等の状態、事業上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な作業条件が実際と相違するとき。
- ④ 設計図書で明示されていない事業条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。
- ⑤ 事業を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められるとき。

(10) 検査の立会

請負事業に係る検査及び請負監督職員が行う検査に立会い、求められる説明に応じること。

(11) 第三者対応及び臨機の措置

- ① 地元又は関係機関等との対応が生じる場合には請負監督職員に報告するとともに、必要がある場合は立会い、説明に応じること。
- ② 災害防止等のために臨機の措置が必要な場合は、事前に請負監督職員等に確認し必要な助言を行うこと。

なお、その結果を請負監督職員等に報告すること。

3 その他

- (1) 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現場技術員の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (2) 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- (3) 現場技術員の現場における安全等は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- (5) 業務に従事する現場技術員は地域住民と接する機会が多いので、地域住民の心証を害しないよう十分に配慮すること。